

結核指定医療機関指定申請等について

結核指定医療機関とは、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく公費負担患者の医療を行う医療機関です。

指定医療機関には「病院」「診療所」「薬局」があります。

結核指定医療機関でないと、原則として結核公費負担医療を行うことができません。

また、指定の辞退や指定内容の変更についても手続きが必要です。

申請は郵送でも受付可能です。

1. 新たに指定医療機関の申請をする場合

| 申請者 | 提出書類 |
|-------------------|---|
| 病院・診療所・薬局の 開設者 | 1. 結核指定医療機関指定申請書（第19号様式） 2. 医療機関の開設許可書の写し 3. 遡及願(必要な場合のみ) 4. エックス線撮影装置利用承諾書（必要な場合のみ） |

〔注意事項〕

- ① 指定医療機関となった日を「指定日」と言い、保健所が申請書を受理した日が「指定日」となります。この日以降でないと公費負担医療を行えません。
それ以前の日を「指定日」とする場合は、「遡及願」を添付してください。
- ② 新たに結核指定医療機関の申請をする病院、診療所にエックス線撮影装置の設備がない場合で、他の病院や診療所と連携し当該設備を利用する場合は、「エックス線撮影装置利用承諾書」を、連携先の医療機関に記入してもらい添付してください。

2. 指定医療機関を辞退する場合

| 申請者 | 提出書類 |
|----------------------------------|--|
| 指定医療機関の開設者 (開設者が死亡等の場合にはその家族) | 1. 結核指定医療機関辞退届（第21号様式） 2. 結核医療機関指定書（結核指定医療機関になった当時の指定書） 3. 紛失届（結核医療機関指定書を紛失した場合） |

〔注意事項〕

結核指定医療機関になった当時の結核指定医療機関指定書を紛失した場合は「紛失届」を提出してください。

3. 指定内容に変更がある場合

変更内容が下記の場合、現在の指定を辞退し、新たな指定申請が必要です。

- ① 死亡、事業の譲渡、法人の合併等で開設者が変わるとき
※開設者が法人で代表者の変更のみの場合は届出不要です。
- ② 開設者が個人から法人又は法人から個人に変更するとき
- ③ 医療機関を移転するとき
- ④ 診療所を病院に、又は病院を診療所に変更するとき

| 申請者 | 提出書類 |
|----------------------------------|--|
| 指定医療機関の開設者 (開設者が死亡等の場合にはその家族) | 1. 結核指定医療機関辞退届 (第21号様式) 2. 結核医療機関指定書 (結核指定医療機関になった当時の指定書) 3. 紛失届 (結核医療機関指定書を紛失した場合) 4. 結核指定医療機関指定申請書 (第19号様式) 5. 医療機関の開設許可書の写し 6. 遡及願(必要な場合のみ) 7. エックス線撮影装置利用承諾書 (必要な場合のみ) |

〔注意事項〕

- ※1. 手続き方法は上記1および2を両方おこないます。
- ※2. 辞退後に再申請の場合は、再指定の日が決定するまでは非指定医療機関となります。
公費負担患者が受療中のときは、指定の期日が継続するように「遡及願」を一緒に提出してください。

変更内容が下記の場合、変更届で変更できます。

- ① 単に医療機関の名称を変更したとき
- ② 住居表示の変更などにより、医療機関の所在地の呼称および地番に変更があったとき
- ③ 婚姻、養子縁組、法人の名称変更などにより、開設者名に変更があったとき
- ④ 開設者の住所に変更があったとき

| 申請者 | 提出書類 |
|------------|---|
| 指定医療機関の開設者 | 1. 指定医療機関変更届 (第22号様式) 2. 結核医療機関指定書 (結核指定医療機関になった当時の指定書) 3. 紛失届 (結核医療機関指定書を紛失した場合) |

〔注意事項〕

結核指定医療機関になった当時の結核指定医療機関指定書を紛失した場合は「紛失届」を提出してください。